



ホントのトコロ

第 37 回



日本国及びニューヨーク州弁護士 小原 英志
日本国及びニューヨーク州弁護士 下向 智子
タイ国弁護士 トモヨシ・ジャイオブオーム

【タイの紛争解決制度 ②】

今回は、タイの専門裁判所について書きたいと思います。

タイには現在①租税裁判所、②労働裁判所、③破産裁判所、④知的財産及び国際取引裁判所、⑤少年家族裁判所の計5種類の専門裁判所が設置されています。

① 租税裁判所

租税裁判所は租税に関する事案を管轄する専門裁判所です。現在のところ、バンコクに全国唯一の租税裁判所である中央租税裁判所が設置されており、バンコク及び周辺の5県を管轄区域としています(1985年租税裁判所設置及び租税訴訟法5条)。区域外の事案が中央租税裁判所に提訴された場合、同裁判所の裁量で提訴を却下することができます(同5条2項)が、上記5県以外の県租税裁判所が設置されていない地域については、県租税裁判所が設置されるまで中央租税裁判所が管轄区域を有し、当該地域の県裁判所を通して中央租税裁判所に提訴することが認められています(同33条)。租税裁判所の判決は原則として専門事案高等裁判所へ控訴されるとされています(同24条)。

② 労働裁判所

労働裁判所は雇用や労働組合などに関する労働関連事案を管轄し、バンコクに中央労働裁判所が設置されている他、全国に計9つの地方労働裁判所が設置されています(1979年労働裁判所設置及び労働訴訟法5条、6条)。労働裁判所の判決に対しては法律問題に限って控訴が認められており、原則として専門事案高等裁判所へ控訴されるとされています(同54条)。労働裁判の特徴としては、訴訟手続に一切の裁判手数料がかからない点が挙げられます(同27条、日本では裁判手続を利用する際には訴訟の種類や訴額に応じて手数料を支払うこととされており、労働審判や労働事案に関する裁判についても手数料の支払いが必要となります。)。そのため、資金力に乏しい労働者であっても手数料を気にすることなく裁判を提起できるといった利点がありますが、中には、それを逆手に取って(根拠がないと思われるような場合でも)労働者が多額の損害賠償請求等を会社に対して行うケースもみられるところです。

③ 破産裁判所

破産裁判所は1999年破産裁判所設置及び破産訴訟法に基づき設置された専門裁判所であり、1940年破産法に基づく破産及び事業再生に関する刑事・民事訴訟を扱います。現在のところ、バンコクに全国唯一の破産裁判所である中央破産裁判所が設置されており、バンコクを管轄区域としています(1999年破産裁判所設置及び破産訴訟法5条)。区域外の事案が中央破産裁判所に提訴された場合、同裁判所の裁量で提訴を却下することができます(同5条2項)が、バンコク以外の地方破産裁判所が設置されていない地域については、地方破産裁判所が設置されるまで中央破産裁判所が管轄権を有し、当該地域の県

裁判所を通して中央破産裁判所に提訴することが認められています(同30条)。法律上は、破産裁判所での審理は原則として審理が終了するまで途切れることなく連続で行われ、審理後には迅速に判決が言い渡されるとされています(同15条及び1940年破産法90/11条)が、実務上は裁判所の業務過多や当事者の都合等により審理に相当の期間を要することも珍しくないのが現状です。破産裁判所の判決は原則として専門事案高等裁判所へ控訴されるとされています(1999年破産裁判所設置及び破産訴訟法24条)。

④ 知的財産及び国際取引裁判所

知的財産及び国際取引裁判所は、1996年知的財産及び国際取引裁判所設置及び知的財産及び国際取引訴訟法に基づき設立され、知的財産権や国際取引に関わる民事・刑事訴訟を主に扱う専門裁判所です。1997年12月にバンコクに初めて中央知的財産及び国際取引裁判所が設置され、現在のところ全国で唯一の知的財産及び国際取引裁判所となっています。中央知的財産及び国際取引裁判所はバンコクを含む計6県に渡って管轄権を有しています(1996年知的財産及び国際取引裁判所設置及び知的財産及び国際取引訴訟法5条)。区域外の事案が中央知的財産及び国際取引裁判所に提訴された場合、同裁判所の裁量で提訴を却下することができます(同5条2項)が、上記6県以外の地域については、地方知的財産及び国際取引裁判所が設置されるまで中央知的財産及び国際取引裁判所が管轄権を有し、当該地域の県裁判所を通して中央知的財産及び国際取引裁判所に提訴することが認められています(同47条)。法律上、知的財産及び国際取引裁判所での審理は原則として審理が終了するまで途切れることなく連続で行われ、審理後には迅速に判決が言い渡されるとされています(同27条)が、実務上は裁判所の業務過多や当事者の都合等により審理に相当の期間を要することも珍しくないのが現状です。知的財産及び国際取引裁判所の判決は原則として専門事案高等裁判所へ控訴されるとされています(同38条)。

⑤ 少年及び家族裁判所

少年及び家族裁判所は、2009年少年及び家族裁判所及び少年及び家族訴訟法に基づき設立され、未成年者による犯罪や家族に関する民事訴訟を主に扱う専門裁判所です。少年及び家族裁判所は2015年の法改正により新たに専門裁判所として指定され、現在ではバンコクを含め全国各地に設置されています。少年及び家族裁判所の判決は原則として専門事案高等裁判所へ控訴されるとされています(2009年少年及び家族裁判所及び少年及び家族訴訟法180条)。

以上、5つの専門裁判所について説明しましたが、上記の専門裁判所はいずれも特定の分野に関する複雑な事案を扱うために設置された専門的司法機関であることから、一般の裁判所と比べて専門知識を有する裁判官が任命されています。なお、1つの事案に対して裁判権を有する裁判所が複数あった場合、原告または申立人はいずれかの裁判所に提訴または申し立てを行うことが認められています(民事訴訟法典5条)。

次回も、タイの紛争解決制度に関する事項について述べていきたいと思っております。

NISHIMURA & ASAHI BANGKOK OFFICE

Unit 1607/1, 16th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini
Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand

Tel. +66-2-168-8228 fax. +66-2-168-8229 E-mail: info_bangkok@jurists.jp



ホントのトコロ



第 38 回

日本国及びニューヨーク州弁護士 小原 英志
 日本国及びニューヨーク州弁護士 下向 智子
 タイ国弁護士 トモヨシ・ジャイオブオーム

【タイの紛争解決制度 ③】

今回は、タイの控訴裁判所及び最高裁判所について書きたいと思います。

1. 控訴裁判所

タイの控訴裁判所(Appellate Court＝サーン・ウトーン)は、バンコクを所管する高等裁判所(Court of Appeal＝サーン・ウトーン)と、バンコク以外の77県を所管する計9か所の地方高等裁判所(Regional Court of Appeal＝サーン・ウトーンパーク)によって構成されています(裁判所法3条)。各地方高等裁判所は基本的には各地方に設置されそれぞれ異なる複数の県を所管していますが、第1、第7及び第9地方高等裁判所は2017年2月現在はバンコクに設置されており、将来的に移転する可能性があります。

控訴裁判所(Appellate Court)は以下の裁判権を有するとされています(裁判所法22条)。

- ① 第一審裁判所からの控訴事案の審理(ただし、専門裁判所(租税裁判所、労働裁判所、破産裁判所、知的財産及び国際取引裁判所、少年及び家族裁判所)からの控訴事案を除く)
- ② 第一審裁判所にて死刑または終身刑が言い渡された刑事裁判の審理¹
- ③ 法律の規定に基づく控訴裁判所への申立または請願に対する審判²
- ④ その他の法律に基づき控訴裁判所が裁判権を有する事案の審理

なお、2015年12月に新たに専門事案高等裁判所設置法が施行され、2016年10月から専門事案高等裁判所がバンコクに設置されています。名前のとおり、専門事案高等裁判所には上記5種類の専門裁判所からの控訴事案を審理する権限が与えられています(専門事案高等裁判所設置法5条)。

控訴裁判所における判事の定足数は原則として3名(裁判所法27条)とされていますが、高等裁判所または各地方高等裁判所の長官が必要と判断した場合または法律の規定による場合には、特定数の判事(民事訴訟の場合10名以上の班長判事(民事訴訟法典140条)、刑事訴訟の場合には当該裁判所にて実際に公務中の全判事)且つ当該裁判所に在籍する全判事の半数以上(刑事訴訟法典208条bis))によって構成される大法廷において特定の問題または事案について審理される場合もあります。なお、訴訟物に影響しない命令(例えば、裁判期日に関する命令など)については1名の判事で判断することができるとされています(裁判所法24条(2))。

¹ 第一審裁判所で死刑または終身刑が言い渡された場合、当事者による控訴がない場合でも控訴裁判所が審理する必要があるとされています(刑事訴訟法典 245 条 2 項)。

² 例えば、執行停止の申立(民事訴訟法典 231 条)や、第一審が控訴を受理しなかった場合の高等裁判所に対する当該判断に関する抗告・異議申立(民事訴訟法典 234 条)が挙げられます。

2. 最高裁判所

最高裁判所(The Supreme Court=サーン・ディーガー)はタイの司法最高機関であり、バンコクに設置されています。

最高裁判所は以下の裁判権を有するとされています(裁判所法23条)。

- ① 憲法または法律の規定により最高裁判所へ直接提訴される事案の審理、政治家刑事訴訟に関する憲法関連法に基づく政治家に対する刑事訴訟の審理等
- ② 控訴裁判所からの上告事案の審理

なお、2015年の法改正により、民事訴訟において控訴裁判所の判決または判断を最高裁判所へ上告するためには原則として最高裁判所の許可が必要となっています(民事訴訟法247条)。かかる許可を得るためには控訴裁判所の判決日または判断が読まれた日から1か月以内に当該事案の第一審裁判所に対して請願書及び上告状を提出することとされており、上告が認められるか否かは最高裁判所長官が任命する4名以上の判事によって決定されます(民事訴訟法248条)。

上記の他、最高裁判所に上告される事案において「審理に値しない法律問題または事実問題の上訴の不受理に関する最高裁判所大法廷規程(2008年)」にて定める事由(下級裁判所の判決を覆す理由がない場合など)に該当した場合、最高裁判所は上訴を不受理とすることが認められています(裁判所法23条)。

最高裁判所における判事の定足数は通常3名(裁判所法27条)ですが、最高裁判所長官が必要と判断した場合または法律の規定による場合には、最高裁判所にて実際に公務中の全判事且つ最高裁判所に在籍する全判事の半数以上によって構成される大法廷において、特定の問題または事案について審理される場合もあります(民事訴訟法典140条、刑事訴訟法典225条)。なお、訴訟物に影響しない命令(例えば、裁判期日に関する命令など)については1名の判事で判断できるとされています(裁判所法24条(2))。

タイの最高裁判所の判例は厳密には先例拘束性はありませんが、実務上は大いに尊重され、下級裁判所における判決の指針となっています。

次回も、タイの紛争解決制度に関する事項について述べていきたいと思っております。

NISHIMURA & ASAHI BANGKOK OFFICE

Unit 1607/1, 16th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini
Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand

Tel. +66-2-168-8228 fax.+66-2-168-8229 E-mail: info_bangkok@jurists.jp



ホントのトコロ



第 39 回

日本国及びニューヨーク州弁護士 小原 英志
 日本国及びニューヨーク州弁護士 下向 智子
 タイ国弁護士 トモヨシ・ジャイオブオーム

【タイの紛争解決制度 ④】

今回は、タイの紛争解決制度のうち、主に民事裁判手続について書きたいと思います。

1. 裁判管轄

タイの民事裁判所の裁判管轄は広く、タイで紛争の原因事実が発生している場合、被告がタイに居住している場合及び原告がタイ国籍保有者かタイに居住している場合の訴訟を管轄します。従って、原告がタイ国籍保有者でなく、タイに居住していない場合であっても、タイの裁判所で訴訟を起こすことができるとされています。

民事訴訟の裁判管轄は主に以下のとおり定められています。

- ① 訴状は、被告の本籍地(domicile)を管轄する裁判所、または被告の本籍地にかかわらず紛争の原因事実が発生した場所を管轄する裁判所に提出される(民事訴訟法典4条(1))
- ② 請願(request)は、紛争の原因事実が発生した場所を管轄する裁判所、または請願者の本籍地を管轄する裁判所に提出される(民事訴訟法典4条(2))
- ③ 不動産または不動産の権利もしくは利益に関する訴状は、被告がタイ国内に本籍を有しているかにかかわらず当該不動産が位置する場所を管轄する裁判所、または被告の本籍地を管轄する裁判所に提出される(民事訴訟法典4条bis)
- ④ 法人の決議事項の取消請求、解散申請、清算人の選任・解任、または法人に関するその他の請願は当該法人の主たる事務所を管轄する裁判所に提出される(民事訴訟法典4条quinque)
- ⑤ 2箇所以上の裁判所が裁判管轄を有していた場合、原告または申立人はいずれかの裁判所から選択しても良い(民事訴訟法典5条)

2. 委任状

訴訟の当事者(すなわち原告または被告)が自ら全ての訴訟手続を行う場合を除き、タイでの訴訟手続を進めるためには、委任内容を明記した委任状(Deed of Appointment)を作成して弁護士に委任することが必要となります(民事訴訟法典60条)。委任状はタイの弁護士に当事者を代理する権限を付与するために欠かせない書類であり、訴訟の内容に入る前に相手方から委任状の内容や書式について争われることが頻繁にみられ、適切な委任状が提出されなければ起訴や答弁が却下される場合もあるため、専門家に相談することが必須となります。また、外国で作成された委任状は、事前に公証と認証が必要となります。

法人(会社等)が訴訟当事者となる場合、登記簿謄本等の登記書類の提出が要求されるとともに、委任状は登記書類にその名前が登記された署名権限を有する取締役(Authorized Director)、または署名権限を有する取締役がその身分及び権限を委託した者によって署名(及び登記書類上必要とされている場合には社印の押印)がされなければならないとされています。

(ア) 訴えの提起

民事訴訟は、請求の趣旨・原因・提訴の根拠を明記した訴状(Plaint又はStatement of Claim)を提出することによって開始されます(民事訴訟法典172条2項)。一般的には事実関係や訴えの全ての詳細を訴状に記載する必要はなく、審理や証人尋問の段階で詳細を捕捉することも認められていますが、訴状に一切触れていない訴えは審理の段階で提起することができないため、訴状の内容は包括的にまとめる必要があるとされています。裁判所が訴状を確認した後、その内容について疑義がなければ原告の訴えが受理されます(民事訴訟法典172条3項及び18条)。

(イ) 訴訟費用とその担保

原告は、訴状の提出時に訴訟費用を裁判所に納める義務があるとされています(民事訴訟法典149条2項)。請求額を算出することができる訴訟(例えば、損害賠償の請求など)の場合、原則として5000万バーツを超えない請求額については請求額の2%(ただし、20万バーツを超えない)の訴訟費用が発生し、5000万バーツを超える部分は更に0.1%の訴訟費用が発生します(民事訴訟法典裁判費用表)。なお、労働裁判所については例外的に訴訟費用が不要とされています(1979年労働裁判所設置及び労働訴訟法27条)。

3. 訴状の送達

原告は、訴状を提出してから7日以内に裁判所に対して呼出状の発行を要請し、呼出状及び訴状を被告に送達するための費用を支払う必要があります(民事訴訟法典70条及び173条)。呼出状及び訴状は裁判所事務官から被告または被告の住所もしくは勤務先へ送達されますが、被告の弁護士へ送達することも認められています(民事訴訟法典74条及び75条)。呼出状及び訴状は基本的に裁判所事務官により直接被告(または訴訟代理人)へ送達されますが、被告が受領を拒否した場合、裁判所事務官は呼出状及び訴状を被告の住所または勤務先の目立つ場所に掲示するか、行政官または警察官に呼出状及び訴状を渡してその旨を公告することも可能とされています(民事訴訟法典79条)。その場合、掲示された日または公告された日から15日もしくは裁判所が定めるそれ以上の日数が経過した時点で送達されたと見なされるとされています(民事訴訟法典79条2項)。訴訟実務においては、被告側が答弁書を作成するなどの対応の時間を多く確保するためにあえて呼出状と訴状を受領せずに住所または勤務先に掲示させることも一般的に見られるところです。

次回も、タイの紛争解決制度に関する事項について述べていきたいと思っております。

NISHIMURA & ASAHI BANGKOK OFFICE

Unit 1607/1, 16th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini
Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand

Tel. +66-2-168-8228 fax.+66-2-168-8229 E-mail: info_bangkok@jurists.jp



ホントのトコロ



第 40 回

日本国及びニューヨーク州弁護士 小原 英志
日本国及びニューヨーク州弁護士 下向 智子
タイ国弁護士 トモヨシ・ジャイオブオーム

【タイの紛争解決制度 ⑤】

今回は、タイの紛争解決制度のうち、主に消滅時効について説明したいと思います。

1. 消滅時効(民事)

タイ法上、法律で定められた一定期間の間に債権を行使しなかった場合には消滅時効が成立するとされており(民商法典193/9条)、消滅時効が成立した場合には債務者は債務の履行を拒むことができるとされています(民商法典193/10条)。もっとも、消滅時効が成立した場合でも、債務者が任意で債務を履行したり債権者が債務の履行を求めて訴訟を提起したりすることは可能と解されており、裁判所が自ら時効成立を理由に訴えを却下することはできないとされていることから(民商法典193/29条)、仮に債務者が裁判で時効成立を主張しなかった場合には裁判所から債務の履行を命じられる可能性もあります。なお、タイ法上は消滅時効が成立した場合でも債務者が債務の履行を拒む権利を得るに過ぎず、債権自体は存続すると解されています。

消滅時効は債権を行使し得る時点から起算され、また、特定の行為を禁ずる債権は当該禁止行為が行われた時点から起算されます(民商法典193/12条)。

以下のいずれかの中断事由に該当した場合、消滅時効の進行は中断します(民商法典193/14条)。もっとも、既に時効が成立した後にこれらの事由が生じても債権者の権利は復活しないと解されます。

- ① 債務者が債権者に対して書面によって債務を認めた場合、債務の一部を弁済した場合、金利を支払った場合、担保を提供した場合または債務を負っている旨を疑義なく示すことで債務を認めた場合
- ② 債権者が債権の証拠を確立するためまたは弁済の催告をするために提訴した場合
- ③ 債権者が破産訴訟において債権の支払いを請求した場合
- ④ 債権者が紛争を仲裁人に委ねた場合
- ⑤ 債権者が提訴と同様の結果をもたらすその他の行為を行った場合

消滅時効が中断した場合、進行していた期間はリセットされて中断事由の終了時から新たに進行が再開することとなります(民商法典193/15条)。

民商法典に定められている主な消滅時効は以下のとおりです。

- ・ 特段の定めがない限り 10 年(民商法典 193/30 条)。
- ・ 確定判決または和解契約に基づき生じた消滅時効は、元々の消滅時効の期間にかかわらず 10 年(民商法典 193/32 条)。

- ・ 未払いの金利、分割で支払われる金額、未払いの賃貸料(ただし、動産の賃貸借事業者による賃貸料の請求の場合は2年(民商法典193/34条(6)))、月給・年俸・年金・養護手当及び期間毎に支払われるその他の金額の未払い分の請求は5年(民商法典193/33条)。
- ・ 業者や職人による成果物の対価、他者の事業の管理料及び立替金の請求(ただし、それらの業務が債務者の事業のために請け負われていた場合は5年)、従業員に支払われる賃金その他の対価の請求は2年(民商法典193/34条)。
- ・ 不法行為による損害賠償の請求権は、損害を被った者が賠償責任を有する者を特定できた日から1年または不法行為が行われた日から10年(民商法典448条)。ただし、刑事罰が科される行為に対する損害賠償の請求の場合、刑事罰の公訴時効がより長く定められていた場合にはその時効が適用される(同448条2項)。

2. 刑事附帯民事訴訟(附帯私訴)と時効の取扱い

タイ法上、犯罪行為に基づき損害が生じた場合、被害者または検察は刑事事件または民事事件の裁判権を有する裁判所に対して刑事附帯民事訴訟として提訴することが可能とされています(刑事訴訟法典40条)。刑事付帯民事訴訟の場合には通常の消滅時効とは異なる消滅時効の期間が適用される場合があることから留意が必要となります。

まず、刑事事件が裁判所に提起されて被疑者が裁判所まで連行された場合、被害者が民事訴訟を提起するための消滅時効は中断するとされており(刑事訴訟法典51条2項)、一方で刑事事件が提起されなかった場合には被害者が民事訴訟を提起するための時効は当該事件に適用される公訴時効と同時に消滅するとされています(刑事訴訟法典51条)。

また、民事訴訟が提起される前に刑事訴訟において被告人を有罪とする確定判決が下された場合、被害者が民事訴訟を提起する時効は当該判決が下されてから10年とされており(刑事訴訟法典51条3項)、一方で民事訴訟が提起される前に刑事訴訟の棄却が確定した場合、民事訴訟の消滅時効は民商法典に定める通常の時効期間が適用されるとされています(刑事訴訟法典51条4項)。

なお、補足ですが、刑事訴訟については公訴時効が成立している場合に裁判所が自ら時効の成立を理由に起訴を棄却することができることとされていますので民事とは時効の考え方が異なっています(刑事訴訟法典185条)。

次回も、タイの紛争解決制度に関する事項について述べていきたいと思っております。

NISHIMURA & ASAHI BANGKOK OFFICE

Unit 1607/1, 16th Floor, Athenee Tower, 63 Wireless Road, Lumpini

Pathumwan, Bangkok 10330 Thailand

Tel. +66-2-168-8228 fax.+66-2-168-8229 E-mail: info_bangkok@jurists.jp